

【お 知 ら せ】

希望ナンバーの交付開始までの日数が延長されます！

令和2年4月
一般社団法人栃木県自動車整備振興会

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、在宅勤務に係る取り組みを進めている関係上、各標板メーカーにおいては自動車ナンバープレートの製作体制を縮小せざるを得ない状況となっています。

この度、国土交通省及び一般社団法人全国自動車標板協議会より、希望ナンバーについて、申込から交付までの期間を当面の間、下記の通り延長する旨、通知がありましたので、お知らせ申し上げますと共にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施日 令和2年5月1日（金）から当面の間

※令和2年5月1日の予約確定から反映

2. 延長期間

ペイント式希望番号 4営業日 ⇒ 8営業日

字光式希望番号（登録車） 4営業日 ⇒ 10営業日

〃 （軽自動車） 5営業日 ⇒ 10営業日

図柄入り希望番号 10営業日 ⇒ 15営業日

※日数は、予約当日を含めて交付開始までの日数

※予約済証の有効期間は予約済証交付可能日（延長された日）より起算して1か月間となります。

※再交付・交換引換証についても同様の取扱いとなります。

以上